

再評価に係る県知事等意見

技第617号
令和5年12月6日

中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇

(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和5年11月27日付け国部整企画第138号で依頼のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 【砂防事業】木曾川水系直轄砂防事業

事業の継続をお願いします。

なお、着実に事業を推進していただくとともに、コスト縮減の徹底及び環境への配慮に努めていただくようお願いします。

5 建政技第 228 号
令和 5 年 (2023 年) 12 月 11 日

国土交通省中部地方整備局長 様

長野県知事 阿 部 守 一
(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針 (原案) の
作成に係る意見聴取について (回答)

令和 5 年 11 月 27 日付け国部整企画第 138 号で依頼がありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。

(再評価)

【砂防事業】

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
木曾川水系直轄砂防事業	継続	<p>対応方針(原案)に対して異存ありません。</p> <p>木曾川水系直轄砂防事業は、県土の保全、県民の生命や財産、また、国道19号やJR中央本線など、地域の重要な交通網を守るために必要かつ重要な事業であることから、事業継続を図るとともに、着実な事業の推進を強く要望します。</p> <p>なお、事業の推進にあたっては、引き続きコストの縮減、環境への配慮に努めていただきますようお願いいたします。</p>

建 第 231 号
令和 5 年 12 月 11 日

国土交通省中部地方整備局長 様

四日市港管理組合 管理者
三重県知事 一見 勝之
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成
に係る意見聴取について(回答)

令和 5 年 12 月 5 日付け国部整港計第 19 号で依頼のありましたことにつきまして、
下記により回答いたします。

記

四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業

(1) 回答

対応方針(原案)のとおり、事業の継続について異存ありません。

(2) 意見

本事業は、東南アジア航路等のコンテナ船の大型化に対応するとともに、
コンテナ機能の集約化や、大規模地震発生時の海上輸送を可能にするもの
であります。

今後も四日市港が、背後圏産業の競争力強化を支え、地域の暮らしを守る
ためには、必要不可欠な事業であり、早期の完成が望まれます。

事業費増額、事業期間延伸は、昨今の物価高騰等を踏まえれば、やむなし
と考えますが、引き続き事業期間の圧縮に努め、早期完成と令和 8 年度に
おける先行的な効果発現をお願いいたします。

以上

名港管第899号
令和5年12月8日

国土交通省中部地方整備局長
佐藤 寿延 様

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章
(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和5年11月27日付け国部整企画第138号の意見照会について、下記の通り回答します。

記

名古屋港ふ頭再編整備事業は、名古屋港の発展のため重要な事業であり、事業継続が妥当と考えている。

なお、今後の事業の実施にあたっては、本組合との十分な調整を図るとともに、関係者と十分な協議の上、事業を適正に推進していただきたい。

以上

担 当：建設部事業推進課
電 話：052-654-7972

5 建企第 4 1 0 号
令和 5 年 1 2 月 1 1 日

中部地方整備局長 殿

愛知県知事
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日付け国部整企画第 1 3 8 号の意見聴取について、別紙のとおり回答します。

担 当 建設局土木部建設企画課
企画第二グループ（三矢）
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 1 1

(別紙)

事業名	意見
一般国道153号 豊田北バイパス	<p data-bbox="536 349 1334 387">○「対応方針（原案）」に対して異議はありません。</p> <p data-bbox="536 461 1406 663">一般国道153号豊田北バイパスは、豊田市市街地の外側を取り巻く豊田外環状線の一部として、東名・新東名高速道路、東海環状自動車道と一体となって広域的なネットワークを形成する大変重要な道路である。</p> <p data-bbox="536 736 1406 994">本道路が整備されることで、市街地の渋滞緩和や高速道路へのアクセス性向上により、定時性の確保、物流の効率化が図られる。さらに、災害時の緊急輸送道路としての機能も有しており、国土強靱化の観点からも重要な幹線道路である。</p> <p data-bbox="536 1068 1406 1214">そのため、未開通区間の工事を推進し、早期に開通時期を明確にするとともに、一日も早い開通をお願いしたい。</p> <p data-bbox="536 1234 1406 1379">なお、事業実施にあたっては、一層のコスト削減を図るなど、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</p>

事業名	意見
一般国道155号 豊田南バイパス	<p data-bbox="536 338 1334 371">○「対応方針（原案）」に対して異議はありません。</p> <p data-bbox="536 450 1410 651">一般国道155号豊田南バイパスは、豊田市市街地の外側を取り巻く豊田外環状線の一部として、東名・新東名高速道路、東海環状自動車道と一体となって広域的なネットワークを形成する大変重要な道路である。</p> <p data-bbox="536 730 1410 976">本道路が整備されることで、市街地の渋滞緩和や高速道路へのアクセス性向上により、定時性の確保、物流の効率化が図られる。さらに、災害時の緊急輸送道路としての機能も有しており、国土強靱化の観点からも重要な幹線道路である。</p> <p data-bbox="536 1055 1410 1200">そのため、未開通区間の工事を推進し、早期に開通時期を明確にするとともに、一日も早い開通をお願いしたい。</p> <p data-bbox="536 1223 1410 1357">なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減を図るなど、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</p>